

## 議案第16号

### 和解について

市を被告とする訴訟について、次のとおり和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月14日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

- 1 事 件 名 令和4年（ワ）第753号 損害賠償請求事件
- 2 係属裁判所 横浜地方裁判所川崎支部
- 3 相 手 方 原告 市外在住者
- 4 事件の概要 令和2年11月22日午前11時頃、久野地内の大林林道において原告が自転車で走行中、水路横断部に設置されていたグレーチングの間隙間に自転車の前輪が挟まり、転倒して負傷したことについて、市の管理に瑕疵があるとし、医療費等の損害賠償及び訴訟費用を求める訴えが提起された。
- 5 和解の概要 次の内容で原告と和解の合意が得られた。
  - (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として、既払金（物件損害につき金39万2,534円）のほか、金1,320万円の支払義務のあることを認める。
  - (2) 原告は、その余の請求を放棄する。
  - (3) 訴訟費用は、各自の負担とする。